

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 5 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530082

研究課題名(和文) 犯罪者の社会復帰支援を行う民間団体の構築と社会的基盤に関する日独仏の比較研究

研究課題名(英文) The comparative research about the construction and the basis in the society of the private organizations and the associations that support persons who commit crimes

研究代表者

斎藤 司 (Saito, Tsukasa)

龍谷大学・法学部・准教授

研究者番号：20432784

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：近年、刑事施設に収容された者などに対し刑事施設外の社会での受け入れを強化する政策がすすめられるなか、地元住民など社会と刑事施設や刑罰制度との関係が問われている。

本研究は、ドイツやフランスの刑事拘禁や刑事司法制度に關与する民間団体のあり方などを対象に、刑事施設と社会とのつながりを維持するうえでは、従来の「通常社会から切り離された刑事施設」ではなく、「社会の一部としての刑事施設」というあり方が重要であり、また、当該民間団体を構想するうえで、民間団体と刑事施設などとの「協力・協働関係」を構築すること、刑罰制度などの効率化などに組み込むかたちでは民間団体の意義を限定することになることを示した。

研究成果の概要(英文)：The relation with the society and the penalty system recently becomes an issue while a policy which strengthens non-custodial measures. Because this policy means that the society must accept more persons who commit crimes.

This research analyzed the present state of the private organizations/associations that participate in the criminal detention/custody system in Germany and the French. The first conclusion is that it is important to open up the detention/custody institution to the society, in order to maintain the good relationship between the detention/custody institution and society. Secondly, the conclusion is that the relationship between the detention/custody institution and the private organizations/associations should not be vertically structured but cooperative. And, we came to a conclusion that the significance of the corporatization of the private organizations/associations is limited, when that's corporatization is included in the rationalization of the penalty system.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：刑事法

キーワード：民間団体 協力・協働関係 私人化 援助 刑事施設

## 1. 研究開始当初の背景

現在、日本の社会内処遇をめぐる政策は、監獄法を改正した2005年5月の受刑者処遇法（現在は刑事被収容者処遇法）や犯罪者予防更生法および執行猶予者保護観察法を整理・統合した2007年6月の更生保護法の成立により、その基本枠組みが大きく変化した。また、2008年12月発表の犯罪対策閣僚会議の報告書「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」は、「犯罪者を生まない社会の構築」のための重要課題として、2003年版報告書には記載のない「刑務所出所者等の再犯防止」を新たに引き上げ、刑務所出所者の地域生活定着と就労の支援、関係行政機関相互での必要な社会資源の活用、保護観察における処遇の充実、自立更生のための各種施策等の推進課題を具体的に提示していた。

特に、地域生活定着支援センターや自立更生促進センターの設置は、刑務所への出入りを繰り返す者のなかに、十分な福祉のケアを受けられないことにその原因を求められる知的障害者や高齢者が多数存在している現実を考慮し、法務省と厚労省あるいは国と自治体の垣根を越え、地域に根差した支援体制の構築を目指す画期をなすものであった。他方で、これらの施設の建築への各地住民の強い抵抗が存在していたことが示すように、こうした支援事業には地域社会の理解が十分に得られておらず、そのことが支援事業の障害となり、事業の性格を管理色の強いものに変化させる危惧も論じられていた(刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ』(現代人文社、2007年)等)。

このことは、欧州諸国で出所者に対する終了や住居提供等の支援事業の多くがNGOやNPOの市民団体によって運営され、また、日本でもその導入が検討されてい

る社会奉仕命令等の刑に代替する処分の執行においても、上記の民間団体に対象者の指導を委託する制度設計が行われてきた事実と大きな隔たりを示すものである。欧州での市民団体の伝統とその活動については、いくつかの概括的な紹介が始まりつつあるが(コリン・コバヤシ『市民のアソシエーション』(太田出版、2003年)等)、犯罪者の社会復帰という分野における官民の協力関係の現実を分析した検討はいまだ存在していなかった。

日本での充実した社会内処遇を実現するためには、単に行政に対する市民の理解を求める態度に終始するだけでなく、そうした国々でのこの分野における民間団体の活動について、その法的および財政的な基盤を踏まえて、日本の現実と比較検討することが重要であると考えに至った。

## 2. 研究の目的

(1) 独仏両国における被疑者・被告人に対する拘禁回避のための社会的援助および出所者に対する就労支援・住居提供支援について政府から委託されている民間団体の全体像(法制上の根拠、政府と民間団体間の契約文書の内容、更生・保護等の政府による援助の担当部局と民間団体との連絡関係、民間団体の運営資金の内訳、国・自治体・企業・財団等の財政的関与、団体の目的・背景、人的・物的構成の規模、組織形態等)を可能な限り明らかにする。

(2) 上記(1)の作業を踏まえ、標準的と考えられる組織を両国の大都市と地方都市ごとに各3団体(計12団体)選定し、半構造化インタビューを各団体に対して実施し、援助の内容、対象者との接触および選抜の方法、援助のプロセス、援助を行う上での課題、団体を運営する上での課題等に関する具体的な情報を収集する。次いで、このインタビューによる知見を

踏まえて調査票を作成し、先の12団体以外の団体についても把握ができた限りでアンケート調査を実施する。これによって、こうした民間団体が行う社会的援助の内容を具体的に理解し、併せて(1)での知見を補足する。

(3)上記の調査結果から、独仏の刑事司法での民間団体の役割の具体像とともに民間団体の活動が要請される理由を明らかにし、最終的に、日本では各地の更生保護施設や数多くないヴォランティア団体がこれまで担ってきた社会的援助と独仏両国のそれとの構造的な差を示し、この分野での日本の民間団体の活動を活発化させるための提案がいかにあるべきかを明らかにする。

### 3. 研究の方法

#### (1)理論的及び制度論的研究

独語及び仏語文献や両国に関する Web を活用した資料収集を踏まえ、刑事司法に關与する民間団体の全体像(法制上の根拠、政府と民間団体との契約文書の内容、更生・保護等の政府による援助の担当部局と民間団体との連絡関係、民間団体の運営資金の内訳、国・自治体・企業・財団等の財政的關与、団体の目的・背景、人的・物的構成の規模、組織形態等)やその役割、さらには当該団体の活動が要請される理由を明らかにする。

#### (2)実態調査

独仏両国について、全国規模の大組織の団体および地方の比較的小組織の民間団体を、(a)拘禁回避、(b)就労支援、(c)住居提供支援という活動内容ごとに、数団体を選び、( )援助の内容、( )国・自治体や司法・更生保護機関等の他機関との活動上・組織上の関係、( )対象者の選抜と援助のプロセス、( )援助活動を実施する上での課題、( )団体を運営する上での課題等に関する具体的な質問項目によって構成する「共通

質問票の作成」を行った上で、「半構造化インタビュー」を各団体に対して実施し、活動と組織の実像を可能なかぎり把握する。

#### 4. 研究成果

本研究の対象とした諸外国からは以下の示唆を得ることができた。

第1に、民間団体と未決・既決を含む刑事収容との関係である。これらの国では、刑事収容の効率化などに「役立つ」団体が、国の主導で作られているわけではない。住宅や就労支援、薬物からの回復の支援なども目的に立ちあがった民間団体が、刑事手続の対象となった者、刑事拘禁から釈放された者をも対象とすることになったという経緯や、民間主導で当該団体が立ち上げられたという経緯を確認することができる。その結果、これらの民間団体と刑事施設を営む国家や地方公共団体の関係は、「相互協力・協働」関係となっている。そして、その立ち上げの経緯を前提として、当該民間団体の活動の目的は上記の者たちに対する「支援」とされている。

第2に、この「相互協力・協働」関係は、人的財源や財源の関係にも大きく影響しているということである。前者としては、国家や地方公共団体から指示を仰ぐなどの「縦の関係」は見られず、会議を開いて連携を強化したり、具体的支援の場でも協力体制意にあるなどの「横の関係」が前提とされている。また、特徴として挙げることができるのが、司法関係機関だけでなく、福祉や教育機関との連携も強いことである。経済面においても、国や地方公共団体の支援を受けつつも、その支援と指示・命令が結び付けられておらず、また寄付なども大きな財源となっていることが確認できた。

第3に、特に行刑の「私人化」との関係である。日本でも、PFI方式の刑務所は複数存在するが、独仏両国においても官民協働刑務所は日本以上に多く存在する。フラ

ンスでは、この官民協働刑務所の拡充・増加と共に、NPO 団体などの民間団体と司法省矯正局との「協力・協働関係」が強化されて経緯が存在することが確認できた。ドイツでも基本的に同様の動向を確認することができる。他方で、たとえばドイツでは、国家や州の財政状態の悪化から、行刑などの効率化が主張され、その一手段として民間の「関与」が主張されている。このような主張に対して、効率化を優先するあまり社会復帰という行刑の目的をゆがめるなどの批判も強い。本研究においても、「支援」を目的とする民間団体を、行刑などの「効率化」のために関与させることは、コストがかかるとされる実効的な援助を後退させることにつながり、刑事制裁の効率化や監視という目的に関与させるという面でも批判的にとらえている。

第4に、刑事施設のあり方と民間団体との関係である。本研究の対象とした両国における刑事施設は、刑罰以外の諸制度や民間団体の活動を「刑事施設内に持ち込む」ことを目的としていない。いずれも刑事施設外に存在する諸制度や民間団体と刑事施設を「つなく」ことを目的としている。前者の立場は、刑事施設を「閉鎖された、閉じられた」ものと理解することにつながりやすい。これに対し、後者の立場は、刑事施設を社会に「開かれたもの」あるいは「社会の一部」として理解することにつながる。

前者の立場は、教育・福祉制度や民間団体の活動を、刑事施設内の論理である施設の秩序の維持などの特有の論理により限定する危険性を有する。行刑の効率化の場合と同じく、支援の目的や民間団体の存在の意義を後退させることにつながる。

従来の日本における刑事施設については、刑事施設をあくまで一般社会から切り離された閉鎖環境として捉え、そこでの活動も基本的には外部社会から独立して成立しな

ければならないとする前提意識があったとされる。このことを前提とするならば、日本における民間団体のあり方を活発にするためには、本研究の成果は、民間団体の関与のあり方、国家や地方公共団体との「協力・協働関係」、社会に既に存在する福祉や教育機関とのネットワークの構築、刑事施設のあり方との関係が重要な示唆を与えているというべきである。もちろん、民間団体が立ち上がる経過や社会での役割は、それぞれの国家によって異なる。他方で、日本でも、長崎県・南高愛隣会の活動などはまさに民間主導のものであり、国や長崎県などのとの協力・協働関係を有するものであり、日本におけるモデルとして重要な意味を有するといえる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

齋藤司「被疑者・被告人に対する非拘禁的措置」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(現代人文社、2012年)、査読無、192-214頁

赤池一将「はしがき 刑務所研究の現在と『監獄の誕生』後の刑罰論」犯罪社会学研究37号(2012年)、査読無、4-11頁

齋藤司「未決拘禁期間を規制する原理としての「身体不拘束の原則」」浅田和茂ほか編『福井厚先生古稀祝賀論文集 改革期の刑事法理論』(法律文化社、2013年)、査読無、65-91頁

齋藤司「刑事手続における触法高齢・障がい者の未決拘禁の短縮・回避」龍谷大学矯正保護総合センター研究年報3号(2013年)、査読無、79-87頁

Kazumasa AKAIKE, "Actualité de quelques théories de preuve dans la justice pénale au Japon", Comité International des Pénalistes Francophones, La preuve pénale: Problèmes contemporains en droit comparé, L'Harmattan, Paris, 2013, 査読無、pp. 153-164.

Kazumasa AKAIKE, "Punir dehors par

les mesures traditionnelles, Nouvelle loi au Japon entre le contrôle exclusif et l'aide inclusive", Archives Politique Criminelle (Editions A. Pedone, Paris), no. 35 (2013)、査読無、pp. 221-234.

赤池一将「刑罰が危険性に向き合うとき  
問題提起に代えて」刑法雑誌 53 巻 1  
号 (2013 年)、査読無、4-16 頁

〔学会発表〕(計 3 件)

赤池一将「保安処分化する刑事罰と責任論・刑罰論の課題」日本刑法学会関西部会 (2012 年 7 月 29 日：姫路獨協大学)

斎藤司「刑事訴訟法と人権保障の観点から見た刑事手続における触法高齢・障がい者の身体拘束の短縮や回避」犯罪社会学会テーマセッション「被疑者・被告人となった触法高齢・障がい者への支援と処遇」(2012 年 10 月 28 日：一橋大学)

赤池一将「刑務所医療をいかに構想するか  
仏・欧の経験から何を学ぶか」国際シンポジウム「刑事施設での医療をいかに構想するか フランスの実践とヨーロッパのパーспекティブ」(2014 年 3 月 22 日：龍谷大学)

〔図書〕(計 1 件)

丹治初彦編著 = 丸田隆 = 春日勉 = 斎藤司  
『保釈 理論と実務』(法律文化社、2013  
年)、191 頁

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者 斎藤司

(SAITO TSUKASA)

龍谷大学・法学部・准教授

研究者番号：20432784

(2) 研究分担者 赤池一将

(AKAIKE KAZUMASA)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：30212393

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：